

上田学著 『日本と英国の私立学校』

(玉川大学出版部、2009年)

安原義仁

(広島大学)

教育における公（公共性）と私（私事性）をめぐる問題については、これまでもさまざまな観点から論じられてきた。とりわけ「公教育」についてはその成立史をはじめとして数多くの研究が蓄積されている。教育における公共性の問題は、近年また、IT革命やグローバリゼーションの進展、競争・市場原理・民営化を標榜する新自由主義的政策の推進の下で大きな論議の標的となっている。ハバーマスの「公共圏(Offentlichkeit, public sphere)」研究が「公共性」の問題に新たな眼を向けさせたという側面もあったろう。

「公共性」には①official: 国家や権力に関係すること、②common: すべての人に関係する共通なもの、③open: 誰に対しても開かれていること、という三つの意味があるという。こうした観点からみたとき、教育の公共性や公教育をどのように捉え直すか。「格差社会」の到来が懸念され危惧される今、このことがあらためて問われている。また逆に言えば、公共性や公共圏の問題はとりもなおさず「私事性」や「私的領域(private sphere)」の問題に他ならない。

本書は教育における公共性と私事性・自律性の問題を、私立学校という具体的な場に即して、日本と英国の事情を比較検討しつつ考察したものである。著者の問題意識の根底には「現代日本の私学の抱える深刻な経営事情」がある。「私学の特性は公共性を踏まえた自主性である」との立場に立って、少子化傾向や規制緩和や地方分権化の動きの中で、消費者のニーズに応える魅力ある学校づくりを行うための私学経営のあり方を検討する、というのが著者の意図である。

本書は序章と終章をはさんで大きく第Ⅰ部 日本の私立学校と第Ⅱ部 英国の私立学校に分かれている。第Ⅰ部は私学制度の発展と現状（第1章）、私立学校の公的責任（第2章）、教育財政における「通説」の検討（第3章）、日本における株式会社立学校（第4章）、第Ⅱ部は英国の教育制度（第5章）、英国の独立学校（第6章）、独立学校の経営の実情（第7章）、現代英国の学校経営・財務の特徴（第8章）という構成である。

第Ⅰ部の中でとくに評者の関心を惹いたのは「教育財政における「通説」の検討」(第3章)である。私学の自律性・独自性を尊重しつつ、同時にまた公的責任を担うがゆえに公費助成をという私学助成のあり方に関わり、従来、「通説」として流布してきた「助成すれども統制せず(support but no control)」という言葉について著者はその定義と出所を探ったうえで、この「言説には正当な根拠があるとは認められない」としている。「公費助成は監督・統制と同義であり、「助成すれども統制せず」などは論理的にも社会的にも成立しない。」とも述べている。この言説は評者も親しく馴染んできたものだが、それはイギリスの大学に対する国庫補助金の支給に際し、「大学と国家の緩衝装置」

としての大学補助金委員会 (UGC) の望ましいあり方 (理念) として、一時期、標榜され喧伝されたものとしてであった。この言説が当初の意味を離れて、一般的文脈の中で拡大解釈され流布していったことに驚くとともに、あらためてイギリスでのこの言葉の出所と利用のされ方に興味を喚起された。

著者がこの問題にこだわり、とくに一章を当てて検討しているのは、「公費による助成は必ずその使途の管理を伴い、また私学にたいする監督や統制が付随的に発生することは避けられない」とみなし、「安易に公費助成を求めていくことは、私学の健全な発達とその独自性の確立にはつながらない」と考えているからである。ここから「私学助成に依存しない学校経営は果たして可能なのだろうか。」という問いや、「公的補助金に依存しない経営のあり方」、「私学経営上の組織と運営のあり方」への探求が生まれ、それが「一切の公的補助を受け」ず、「他から干渉されずに独自に経営」する英国の独立学校のあり方との比較検討へとつながっていく。

著者はまた、第 4 章 日本における株式会社立学校において、「構造改革特別区法」(2002 年) により、従来の学校法人によらない「会社立学校」が誕生したことに注目し、その意義を積極的に評価している。「会社立学校は、長年にわたって展開されてきた私学制度の披露の産物である」とし、「学校を設置するのが容易になり、多様なニーズに対応した教育が提供できるようになった」としている。「設置者、進学希望者、地元という三者にとって会社立学校の出現、とくに通信制の学校が数多く登場したということは福音であった」というわけである。「会社立学校」の評価はさておき、「公立」か「私立」か「会社立」かという学校の設置形態に関わる問題は日英比較の重要な柱であり、ここでの伏線は第 II 部第 6 章 英国の独立学校において展開されることになる。

さて、第 II 部 英国の私立学校では、まず、英国の教育制度の中での私立学校＝独立学校の位置づけについて簡潔な説明がなされ、次いで独立学校の設置形態、財政、人事、経営、連合組織とそれらの特徴について、現地訪問調査に基づく個別事例に即しながら考察がなされている。その結果、独立学校の経営のあり方の特徴として著者は以下のような諸点を指摘している。

- ・一切の公的補助金を受けていないため、独力で収入源を確保しなければならない。その収入源の大半は授業料収入である。
- ・学校の経営組織と設置団体は分離している。
- ・学校の経営に責任を負うのは、各学校に設置されている理事会である。
- ・理事会が校長を採用しその職務を監督するという仕組みになっている。
- ・理事としての報酬はまったく支払われない。
- ・一般の公立学校は全国共通のナショナル・カリキュラムに準拠して教育を行うことが求められているにたいし、独立学校にはそのような拘束はなく、地域や保護者、あるいは学校独自の方針や社会的ニーズを考慮して、教育が行えるという自由さが保障されている。
- ・同業者の団体が自主的に内部統制的機能を発揮しているが、教育監査院 (OFSTED) 管轄下の勅任視学官 (HMI) による外部査察もある。

英国の独立学校については、その一部の名門校であるパブリック・スクールの教育の理念や内容はこれまでも少なからぬ研究や紹介がなされてきた。しかし、その設置形態や財政や経営に焦点を当て、日本の私立学校との対比において独立学校をとりあげた研究はあまり見あたらない。本書の第一の意義はこの点にある。

本書によって、一口に「私立学校」と言っても、日本と英国では随分異なるものだということが明らかになった。国のかたちが違えば学校のかたちが異なるのは当然とはいえ、その違いを違いと

して正確に認識すること。比較研究はそこから始まる。その違いはどこから、何故、生まれたのか。それぞれの国家・社会において「私立学校」はどのように位置づけられ、いかなる機能を果たしているのか。本書はこのような次なる課題に取り組む確かな足がかりとなろう。

さらに、「公立」と「私立」、「公共性」と「私事性」という問題に立ち返って言えば、英国の場合、そのほざまには、多種多様な「中間団体」や「任意団体」が存在して豊かな「アソシエーション文化」を育んでいる。そしてそれらの団体が教育においても重要な役割を担っている。英国の「私立学校」の問題はこうした点も視野に入れながら検討していく必要がある。